



令和6年11月19日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	高井尚治	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
家畜防疫 対策課	家畜防疫 対策監	小林弘明	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザにかかる 疑似患畜確定について

本巢市内の採卵鶏農場において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されたことを受け、県中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施した結果、本日6時30分、H5亜型と判明し、同日8時30分、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

記

1 疑似患畜確定日時

令和6年11月19日（火） 8時30分

2 取材・報道にあたっての留意事項

裏面の「報道機関へのお願い」にご協力をお願いします。

3 野鳥における対応

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認されたことを受け、本日、環境省は、当該農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定する予定です。

今回指定される区域における野鳥のパトロール、県民への情報周知と注意喚起を実施する予定です。

4 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

【報道機関へのお願い】

- ① 現場での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとならないよう配慮をお願いいたします。
- ② また、県現地機関、市町村等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ③ 今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。